

南アルプス IC 南地区地区計画  
都 市 計 画 審 議 会 説 明 資 料

---

\* 日時：令和5年3月29日（水）

\* 場所：南アルプス市役所 本庁 大会議室

目 次

1. 本市を取り巻く状況
2. 対象地区の状況
3. 地区の課題と将来像
4. 都市計画の案
5. 手続きガイドラインへの考え方

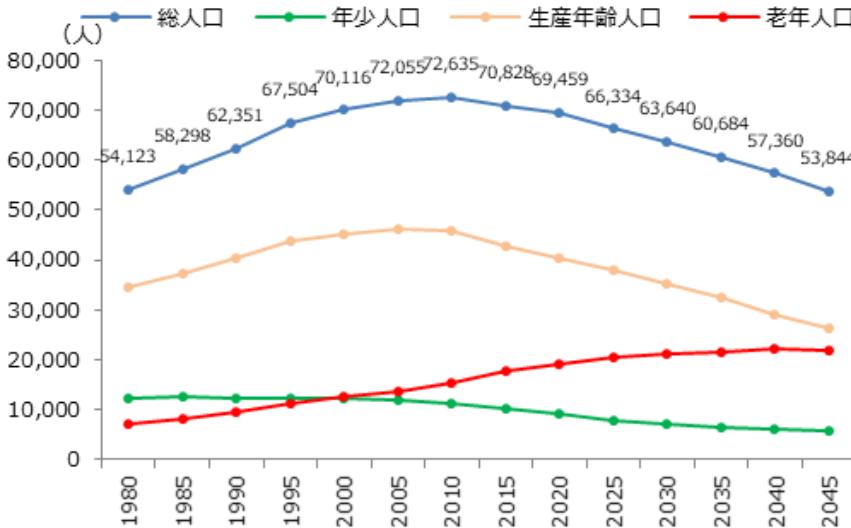
## 1. 本市を取り巻く状況

---

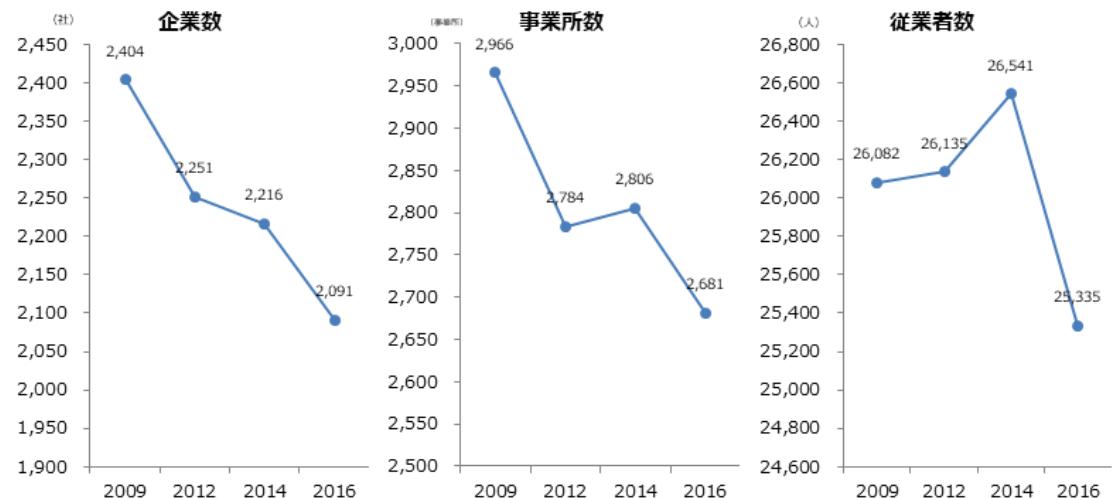
# 1. 本市を取り巻く状況（社会経済情勢）

- 本市の人口は、2010年の約7.2万人をピークに減少傾向に転じ、2020年には約6.9万人、高齢化率は28%になる。
- 市内の企業数・事業所数・従業者数ともに減少傾向にある。

【南アルプス市の人口の推移】



【企業数・事業所数・従業者数の推移】



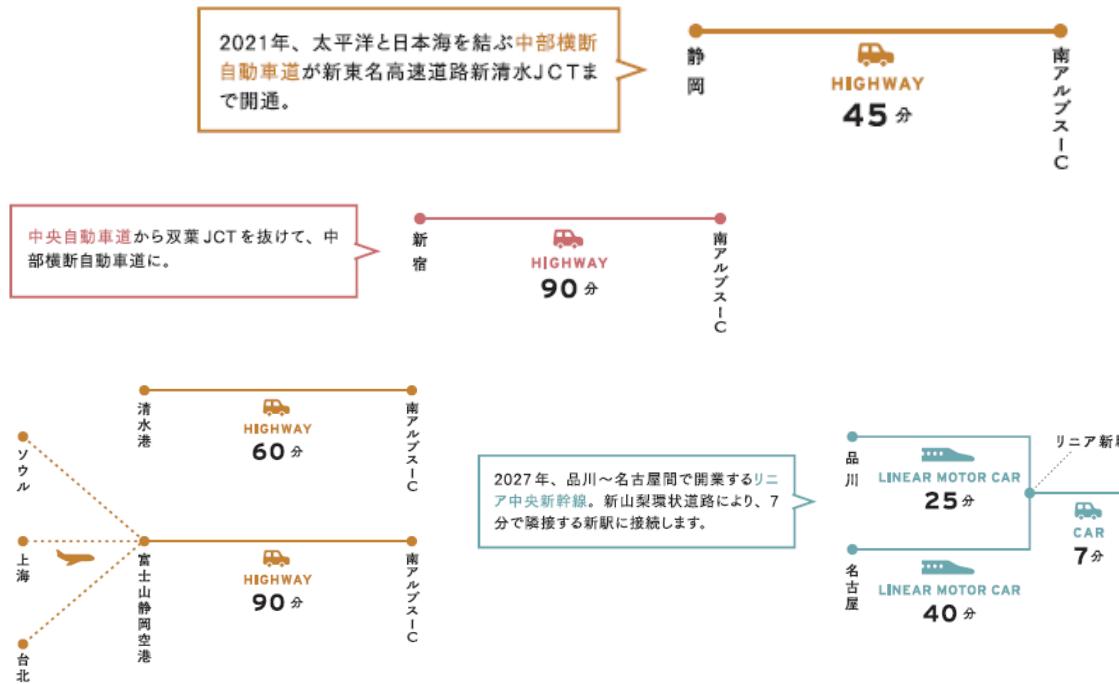
出典：RESUS

# 1. 本市を取り巻く状況（立地特性）

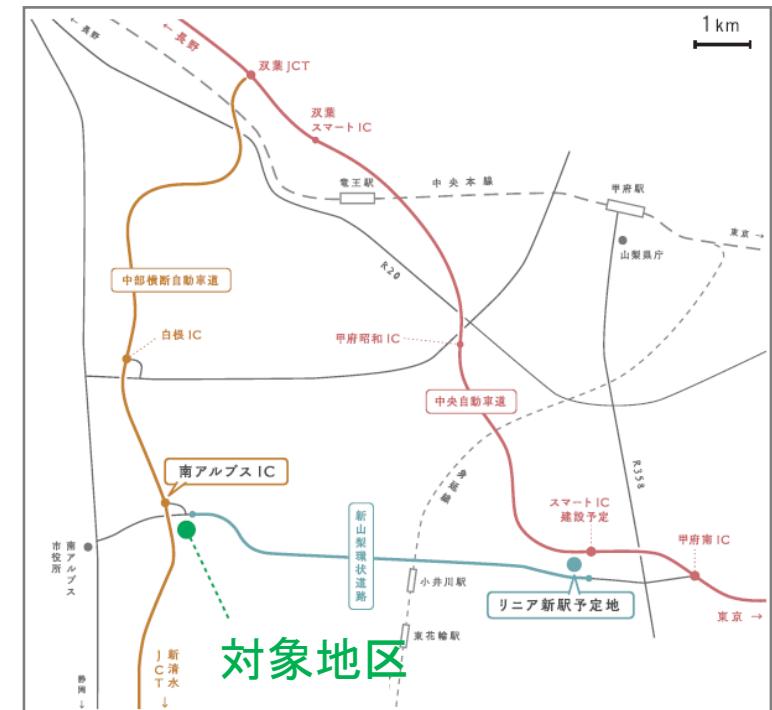
○本地区は、市の玄関口となる中部横断自動車道南アルプスICの南側に隣接しており、中部横断自動車道、新山梨環状道路、国道52号甲西バイパスなど、広域交通を可能にする幹線道路が交差する場所にある。

○また、リニア中央新幹線の新駅や中央自動車道にも、これらの幹線道路を経由して数分で繋がる立地にあり、将来的な交通の要衝としての役割が期待されている。

【広域的な時間距離】



【対象地区の位置】



# 1. 本市を取り巻く状況（上位関連計画）

## ○本市の総合計画 → 「集客と交流の機能を持つ新たな産業拠点」

賑わいづくりや地域と繋がる産業を誘致するとともに、暮らしの利便性や地域経済の牽引に繋がる土地利用方針を掲げている。

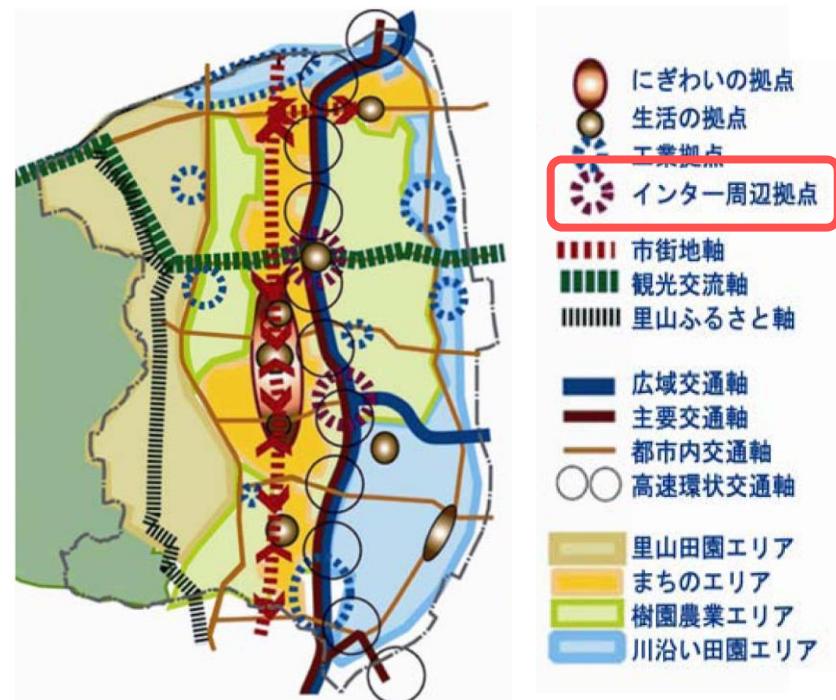
## ○本市の都市計画マスタープラン → 「IC周辺開発拠点及び関連整備検討ゾーン」

優れた交通環境などの特徴を活かした市の発展を誘導する土地利用方針を掲げている。

【当該地区に係る総合計画の記載】

施策	企業誘致の推進
基本方針	中部横断自動車道南アルプスIC周辺については、新たな雇用の創出や地域経済を牽引する産業の集積を図り、交通環境を活かした新産業拠点を創出します。
基本事業	■南アルプスIC周辺開発の推進 南アルプスIC周辺については、「集客と交流の機能を持つ新たな産業拠点」として、にぎわいや地域とつながる産業の誘致を行います。また、拠点や新交通網を活かし、積極的な企業誘致や産業集積により、成長分野による開発を進めます。

【都市計画マスタープラン 将来都市構造図】



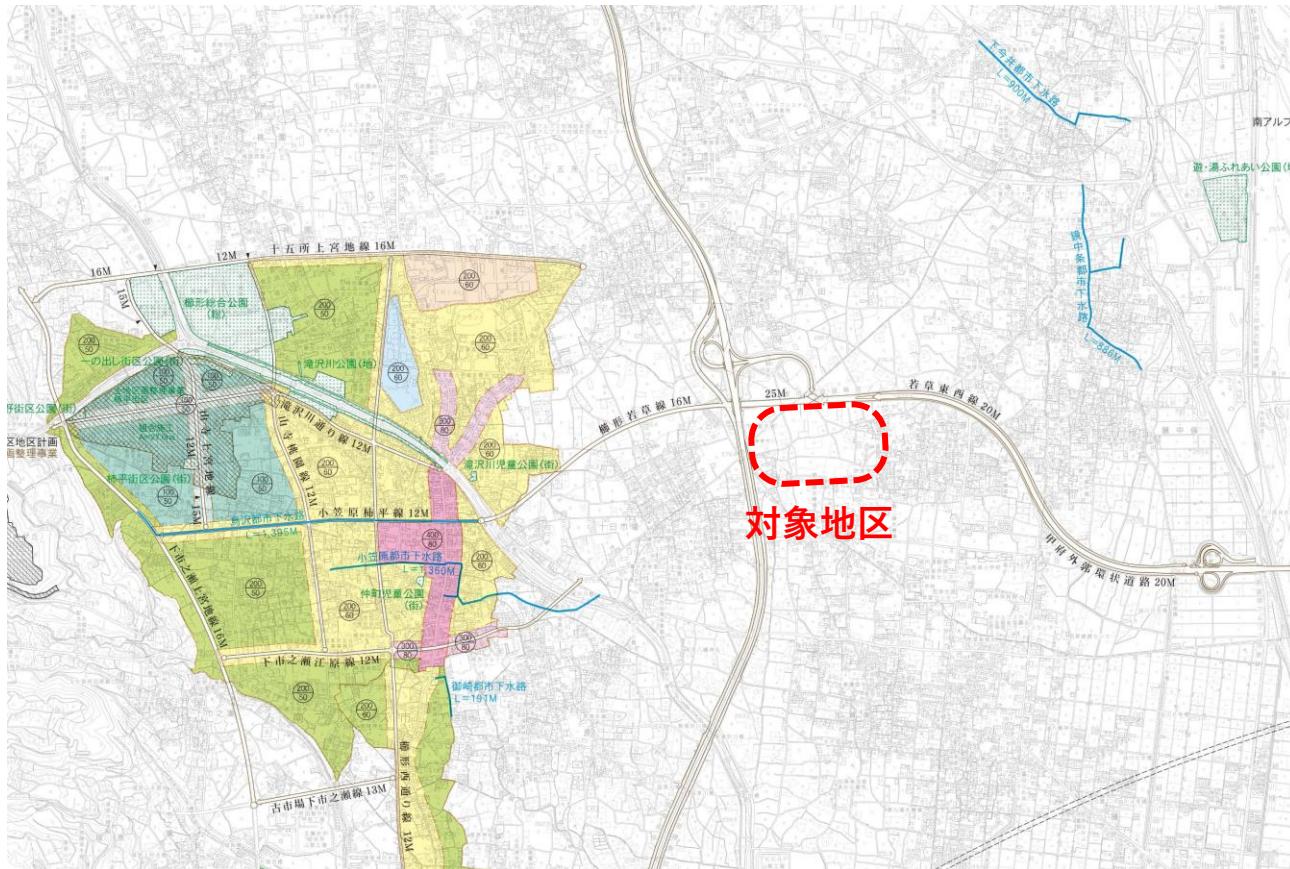
## 2. 対象地区の状況

---

## 2. 対象地区の状況（現行法規制）

- 対象地区は、非線引き都市計画区域の用途無指定地域（容積率200%、建ぺい率70%）
- 農振法（農業振興地域の整備に関する法律）では、農業振興地域の農用地区域外※である。  
※一部農用地区域も含まれているが、令和5年1月を日付に除外。

【都市計画図】



凡例	
都	市 計 画 区 域
郡	市 界
地	第一種低層住居専用地域
用	第二種低層住居専用地域
域	第一種中高層住居専用地域
途	第一種住居地域
地	第二種住居地域
地	近隣商業地域
域	商業地域
区	準工業地域
域	工業地域
区	工業専用地域
等	道路又は河川等の中心線による地域境界線
	道路境界線より奥行30mが地域の境界線
	道路境界線より奥行50mが地域の境界線
	その他による地域境界線
地	区 計 画
道	路
公	園
汚	物 处 理
下	場
火	水 处 理
	葬 場
市	土 地 区 画 整 理 事 業
街	開発事業

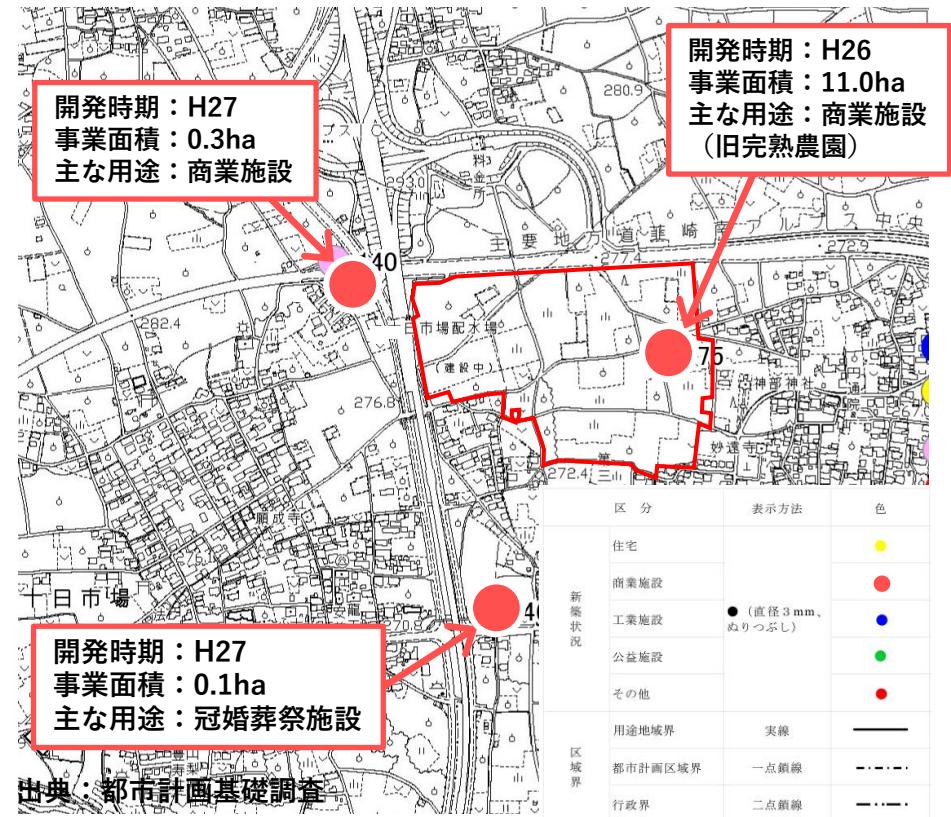
## 2. 対象地区の状況（土地利用現況）

- 対象地区は、旧南アルプス完熟農園の跡地である。当時の建物が残存しているが、現状では未利用地となっている。
- 既存宅地以外の周辺は、ほとんどが農振農用地のため、開発は多くない。

【航空写真】



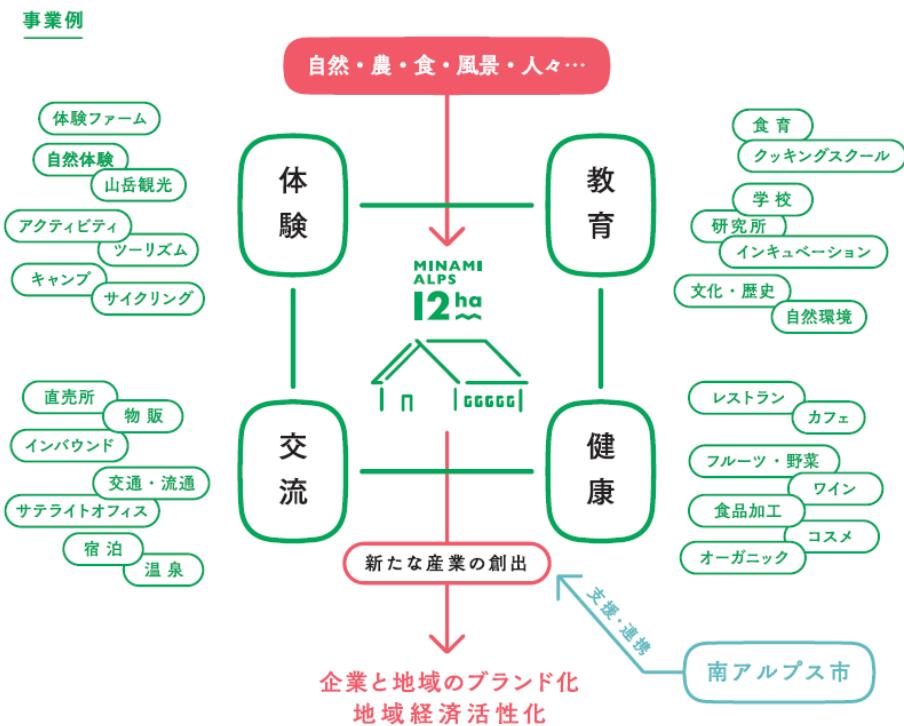
【近年の開発状況】



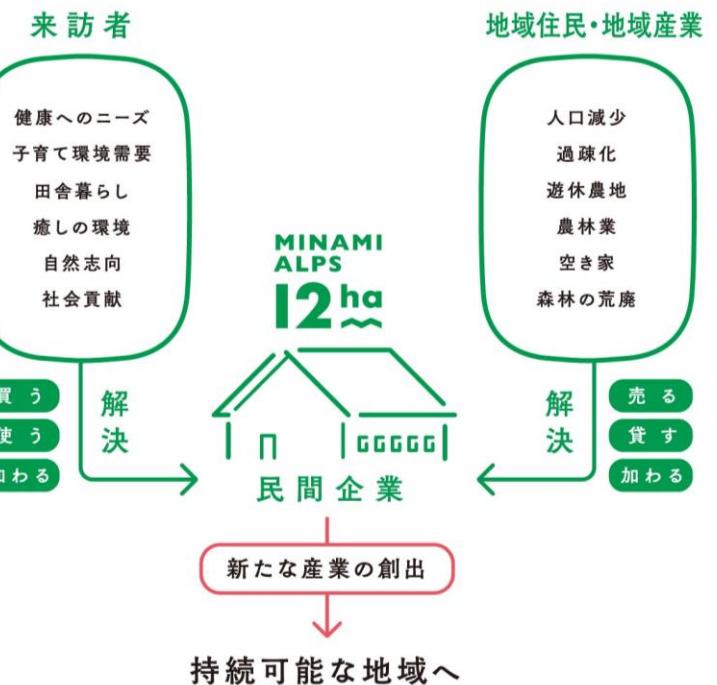
## 2. 対象地区の状況（予定事業の概要 1／2）

- 対象地区は、南アルプスＩＣ新産業拠点整備事業として、「人々が集まり、地域と繋がる集客交流拠点」という土地利用コンセプトの下、一体的な再開発を進めている。
- 本事業の推進により、地域資源を活かした産業を創出し、「企業と地域のブランド化と地域経済の活性化」を実現すること、また、地域課題を解決し、経済の好循環化を図る産業を創出し、「持続可能な地域」を実現することを目指している。

【ブランド化と経済活性化の実現】

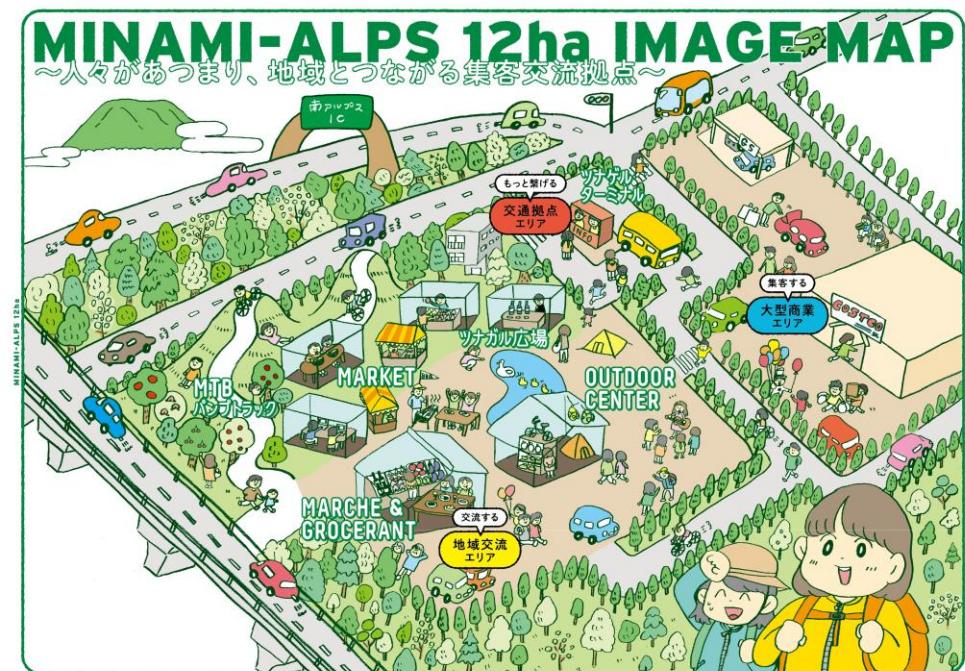
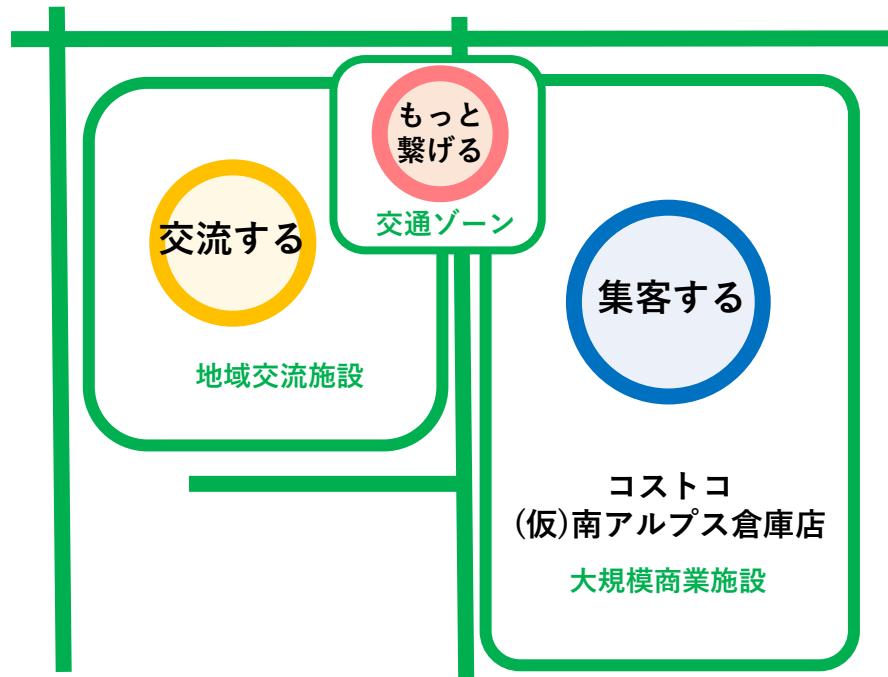


【持続可能な地域の実現】



## 2. 対象地区の状況（予定事業の概要 2／2）

- 地域に賑わいを創出する「コストコ（仮称）南アルプス倉庫店」と、地元の企業による「地域交流施設」を中心に、交通環境と地域の魅力を活かした集客と交流の拠点を実現し、**市の玄関口となる活力ある新たな街**を整備する。
- 予定事業を起爆剤に、交流人口の増加、マーケット拡大、雇用創出、定住促進、さらには、南アルプス観光の活性化、自主財源の確保などに波及させてることで、次世代に繋がる**持続可能なまちづくり**を進めていく。



### **3. 地区の課題と将来像**

---

### 3. 地区の課題と将来像（地区の土地利用上の課題）

#### 本市を取り巻く状況

##### ○本市の概況

- ・人口、産業ともに減少傾向。

##### ○地域の特性

- ・市の玄関口となる南アルプスＩＣ南側に隣接。
- ・広域的な幹線道路が交差し、リニア新駅や中央道にも繋がる、将来的な交通の要衝となるエリア。

##### ○上位計画

- ・総合計画：集客と交流の機能を持つ新たな産業拠点
- ・都市マス：ＩＣ周辺開発拠点・関連整備検討ゾーン

#### 対象地区的状況

##### ○法規制

- ・非線引きの用途無指定地域。
- ・農業振興地域農用地区域外。

##### ○地区現況

- ・旧完熟農園跡地であり、現状では未利用地。

##### ○南アルプスＩＣ新産業拠点整備事業

- ・人々が集い、地域とつながる集客交流拠点として、地域のブランド化や地域経済の活性化、持続可能な地域の実現などを掲げている。

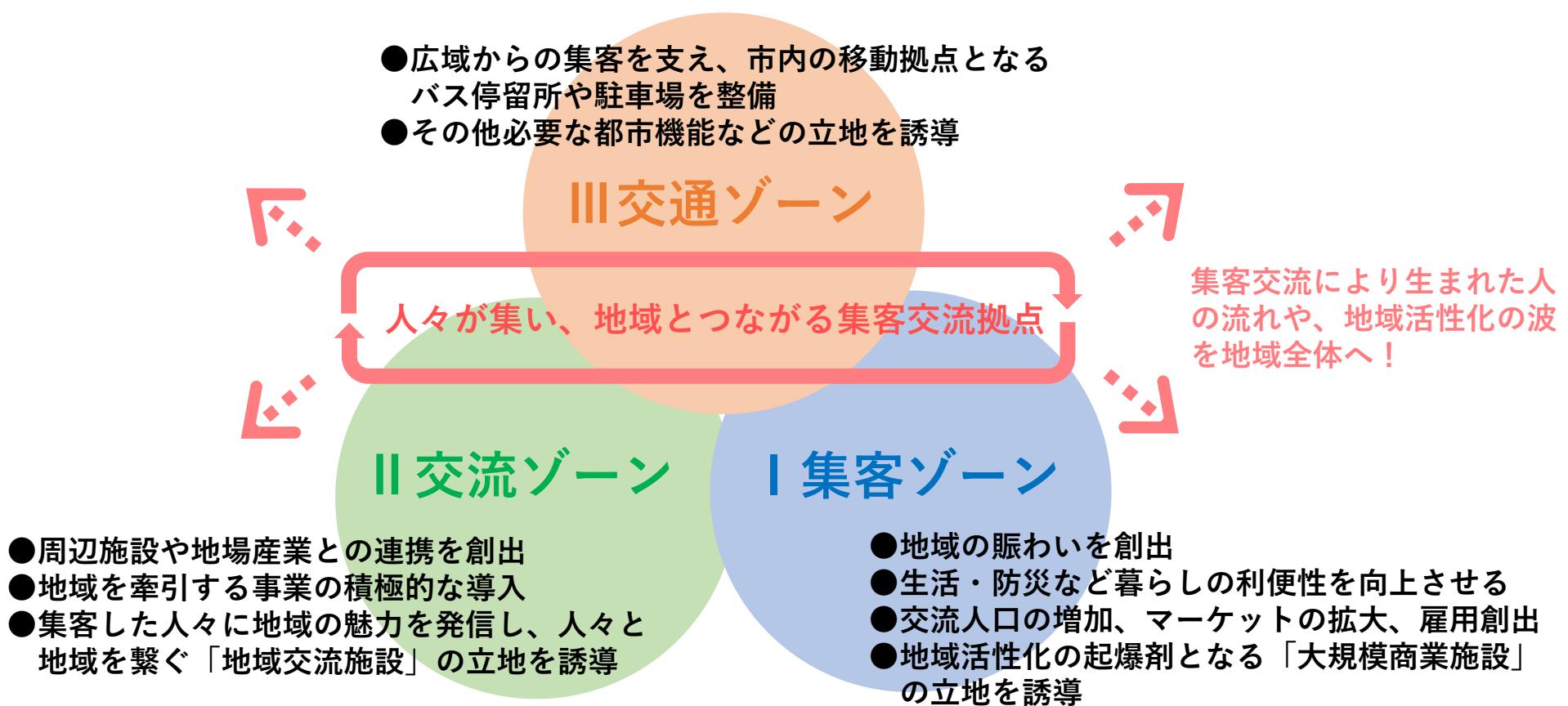
(土地利用上の課題を抽出)



- 課題 1 インターチェンジに隣接するなど広域交通の利便性が高く、当該地区的ポテンシャルを活かした土地利用が求められている。
- 課題 2 上位計画において、地域経済の活性化を牽引する役割が求められている。
- 課題 3 対象地区内は道路環境等が十分でないため、土地利用を進めるにあたっては、基盤整備と一体で推進する必要がある。

### 3. 地区の課題と将来像（地区レベルの将来像）

地区周辺の住環境や産業との調和を図りつつ、優れた交通環境と地域の特徴を活かした集客・交流・交通機能を誘導するとともに、地域の防災機能の向上を図り、市の玄関口に相応しい、『人々が集い、地域とつながる集客交流拠点』の形成を目指す。



## 4. 都市計画の案

---

## 4. 都市計画の案（都市計画での対応方針）

- 将来像の「**集客・交流拠点**」を実現するため、本地区における大規模集客施設の立地が可能となる都市計画を定める必要がある。
- 対象となる都市計画手法は、**開発整備促進区を定める地区計画**がある。

### 【地区計画の対象区域】

都市計画運用指針では、地区計画の対象区域の1つに次の区域が示されている。

\* 用途地域の定めのない地域において、特定大規模建築物の整備による商業その他業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を行うことを目的として開発行為に関する事業が行われる土地の区域。

### 【当該地区の状況】

\* 当該地区は完熟農園跡地における新産業拠点整備事業として整備を行い、土地利用が大きく変化。  
\* 大規模集客施設を立地する土地を含む地区内は、公共施設はほとんど整備されていない。

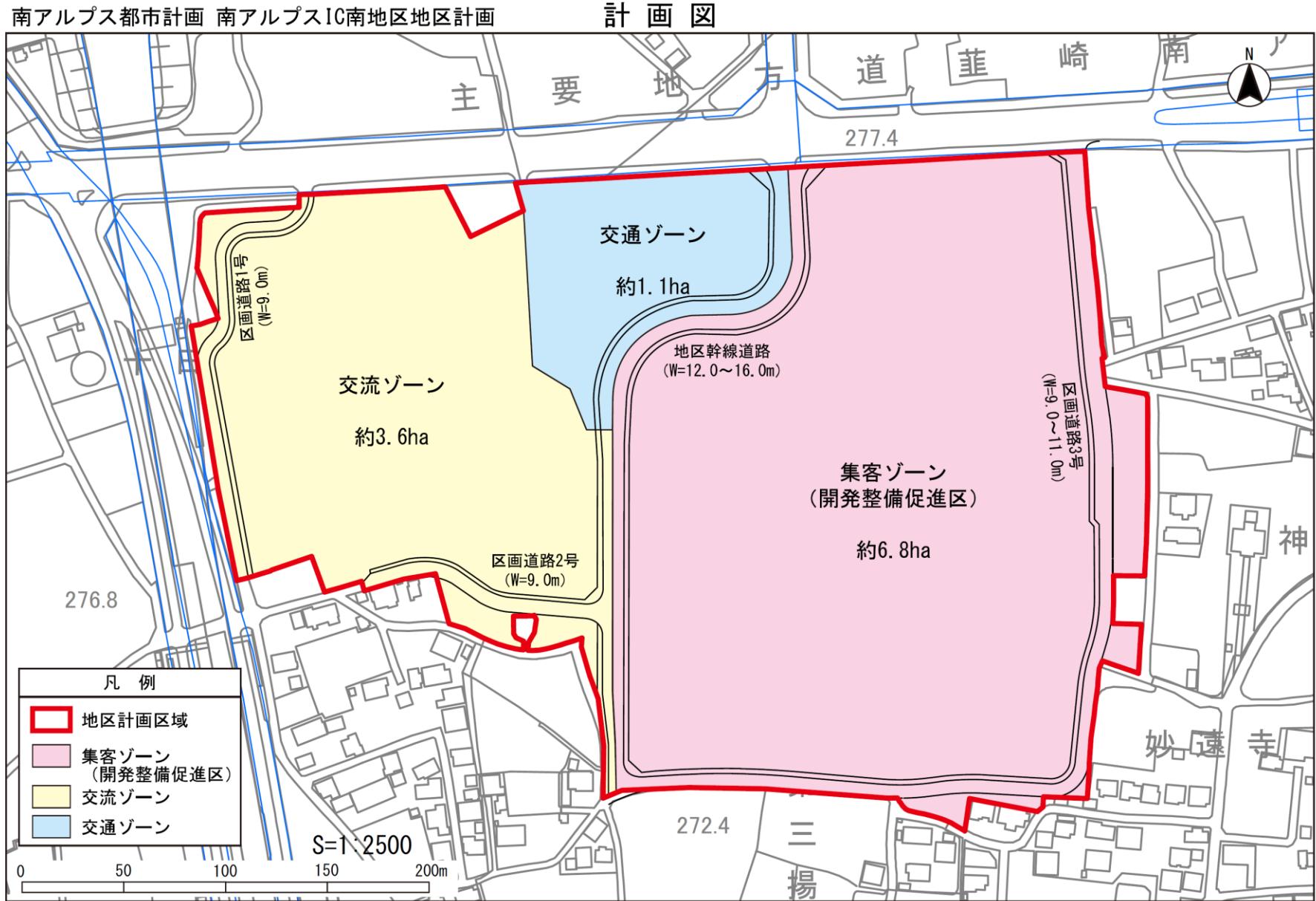


大規模集客施設に係る土地の区域に限る用途制限の緩和と、当該施設の立地によって発生する負荷を緩和するために必要な交通施設の配置や建築物等の制限を、**都市計画で一括して定め誘導する方法が合理的である**。



以上のことから、「**開発整備促進区を定める地区計画**」を採用した。

## 4. 都市計画の案（地区計画の内容 1／7）



## 4. 都市計画の案（地区計画の内容 2／7）

名称	南アルプス IC 南地区地区計画
位置	南アルプス市寺部、十日市場、吉田地内
面積	約11.5ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針  地区計画の目標	<p>●本地区は、南アルプス市の玄関口となる中部横断自動車道南アルプスインターチェンジの南側に隣接しており、中部横断自動車道、新山梨環状道路、国道52号甲西バイパスなど、広域的な幹線道路が交差している場所にある。また、リニア中央新幹線の新駅や、中央自動車道にも、これらの道路を経由して数分で繋がる立地にあり、将来的な交通の要衝となるエリアとして期待されている。</p> <p>●南アルプス市総合計画においては、「集客と交流の機能を持つ新たな産業拠点」として賑わいづくりや地域と繋がる産業を誘致するとともに、暮らしの利便性や地域経済の牽引に繋がる土地利用方針を掲げている。また、南アルプス市都市計画マスタープランにおいては、「インターチェンジ周辺開発拠点及び関連整備検討ゾーン」として、優れた交通環境などの特徴を活かした本市の発展を誘導する土地利用方針を掲げている。</p> <p>●このような中、地区周辺の住環境や産業との調和を図りつつ、優れた交通環境と地域の特徴を活かした集客、交流、交通機能を誘導するとともに、地域の防災機能の向上を図り、市の玄関口に相応しい「人々が集い、地域とつながる集客交流拠点」の形成を目指す。</p>

## 4. 都市計画の案（地区計画の内容 3／7）

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の基本方針	<p>●周辺の住環境や産業との調和を図りつつ、「人々が集い、地域とつながる集客交流拠点」のコンセプトの下、以下のゾーニングによる一体的な土地利用を目指す。なお、これらの土地利用については、事業用地全域において市の宅地造成事業を実施した上で、施設等の立地を誘導する。</p> <p><b>1 集客ゾーン</b> 地域の賑わいや、生活・防災など暮らしの利便性向上を創出するとともに、市内への入込客数の増加やマーケットの拡大や雇用の創出、さらにこれらを起爆剤とした交流人口の増加やマーケットの拡大、雇用の創出の促進など、地域経済の活性化のため「大規模商業施設」の立地を誘導する。</p> <p><b>2 交流ゾーン</b> 周辺施設や地場産業との連携及び地域を牽引する事業の積極的な導入を図るとともに、「大規模商業施設」との相乗効果により、地域の魅力を発信し、多くの人々と地域を繋ぎ、地域ブランド化や地域課題の解決を図るために「地域交流施設」の立地を誘導する。</p> <p><b>3 交通ゾーン</b> 広域からの集客を支えるとともに、市内の移動拠点ともなるバス停留所や駐車場、その他必要な都市機能などの立地を誘導する。</p>
--------------------	-----------	--

## 4. 都市計画の案（地区計画の内容 4／7）

区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>●隣接道路（中部横断自動車道、新山梨環状道路）及び施設（大規模集客施設、地域交流施設、公共交通施設）とのアクセス性や交通の円滑化、災害時における地域の防災活動を支援するため、地区内道路等を配置する。</li></ul>
	建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>●周辺の住環境と産業との調和を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態、意匠の制限、かき又はさくの構造制限を地区整備計画に定める。</li></ul>
	その他当該地区的整備、開発及び保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"><li>●大規模商業施設は、自然環境、生活環境及び地球環境の保全など、「南アルプス市環境基本計画」に配慮した整備計画とするなど、環境に優しい開発を推進する。</li><li>●駐車場、出入口、通路、階段については、「山梨県障害者幸住条例」に基づき、高齢者や身体障がい者等の安全性、利便性に配慮したものとするなど、人に優しい開発を推進する。</li><li>●区域内の空地部分については、植栽等の緑化を図り、その維持及び保全に努める。</li><li>●災害発生時における地域住民の一時避難場所への転換、救援物資の提供等、地域の防災活動を支援するための「地域防災機能」を目指した開発を推進する。</li></ul>

## 4. 都市計画の案（地区計画の内容 5／7）

開発整備促進区	面積		約 6.8ha			
	主要な公共施設及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			地区幹線道路	12m~16m	約360m	新設 一部既設
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			区画道路 1 号	9m	約210m	新設 一部拡幅
			区画道路 2 号	9m	約120m	新設
			区画道路 3 号	9m~11m	約530m	新設 一部拡幅

## 4. 都市計画の案（地区計画の内容 6／7）

地区整備 計画	名称	集客ゾーン	交流ゾーン	交通ゾーン
	面積	約6.8ha	約3.6ha	約1.1ha
	劇場、店舗等の用途のうち当該区域において誘導すべき用途	店舗、飲食店、展示場、遊戯場、映画館の用途に供する部分の床面積の合計が1万m <sup>2</sup> を超え、2万m <sup>2</sup> を超えないもの。		
	特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域	計画図表示のとおり		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ①神社、寺院、教会その他これに準ずるもの ②建築基準法別表第2（り）項に掲げるもの（ただし自動車用品販売施設に併設する自動車修理工場を除く） ③建築基準法第51条に記載されている建物用途 ④マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	

## 4. 都市計画の案（地区計画の内容 7／7）

地区整備 計画	建築物等 に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	10,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>
		建築物等の高さの最高限度	15m	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は以下のとおりとする。	
			3.0m以上	1.5m以上
		建築物等の形態、意匠の制限	建築物は、南アルプス市景観まちづくり条例に適合するものとする。	
	かき又はさくの構造制限	門または塀の構造は、沿道の歩行者からの目線に配慮し、生垣又は透視可能な構造とする。		

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

### 【理由】

広域的な交通の要衝としての立地特性を活かしつつ、本市全体の暮らしの利便性や地域経済を牽引するエリアとして、集客と交流の機能を持つ土地利用を図るため、公共施設の整備や建築物の用途、構造、外構の制限により、地区周辺の住環境や産業との調和を図りつつ、新たな産業拠点の形成に向けた地区計画を定めるものである。

## 5. 手続きガイドラインへの考え方

---

## 5. 手続きガイドラインへの考え方（要求事項に対する考え方 1／4）

- 市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン（山梨県）の「要求事項」に対する考え方を整理する。
- 本市の総合計画や都市マスにインター周辺拠点、新たな産業拠点として位置づけられている。

### 【ガイドラインの判断基準と本地区における考え方】

ガイドラインの項目	判断基準	本地区における考え方
一般基準	協議市町村の市町村マスタープランに位置づけられていること、または、位置づけが予定されていることが明確であること	<ul style="list-style-type: none"><li>●本地区は【南アルプス市都市計画マスタープラン】において、「将来の都市構造」で「インター周辺拠点」に位置付けられ、「にぎわい拠点・生活拠点との適正な役割分担の上に本市の発展を誘引する拠点としての整備をめざす」こととしている。</li><li>●また、土地利用の方針の中で「インター周辺開発拠点ゾーン」として、産業・業務系機能等、本市の発展を誘導する土地利用についての検討を進めることとしている。</li></ul>
	関連計画に適合していること（関連計画とは、県マス、区域マス、総合計画、国土利用計画、中心市街地活性化基本計画、景観計画、その他関連すると認められる計画）	<ul style="list-style-type: none"><li>●本地区は【南アルプス市総合計画】において、「集客と交流の機能をもつ新たな産業拠点」として、賑わいや地域とつながる産業誘致を行うこととしている。</li><li>●なお、【甲府盆地 7 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】では、「高速道路インターチェンジ周辺等で、①広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼす恐れが無く、かつ、②周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合には、拠点エリア外での新たな大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定が許容」されている。</li></ul>

## 5. 手続きガイドラインへの考え方（要求事項に対する考え方 2／4）

- アクセス性は、バス停留所を設置予定。
- 都市基盤は、現状で整備済み、または今後市で整備予定。関係市町村への影響はない。
- 都市機能の集積は、医療・教育・文化等は導入しないため、影響はない。
- 商業は、目標を達成するための最小限の大規模集客施設の規模を上限として定める。

### 【ガイドラインの判断基準と本地区における考え方】

ガイドラインの項目	判断基準	本地区における考え方
拠点エリア外の基準	公共交通によるアクセス性 鉄道駅の徒歩圏（約1km）であるか、または、バス等の運行が確保されていること（予定大規模集客施設が独自に運行する循環バスを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区内の「交通ゾーン」に、広域交通の結節点であり、市内移動の結節点でもあるバス停留所を開業に合わせて設置予定である。</li> </ul>
	広域的な都市基盤施設への影響 関係市町村の都市基盤施設に著しい負荷が生じないこと（例えば、交通施設については当該地域が高速道路インターチェンジ周辺等である場合、広域的に都市基盤施設への影響が少ないと考えられる。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中部横断自動車道南アルプスインターチェンジに隣接しており、広域的に交通施設などの都市基盤施設への影響が少ないと考えられる。</li> <li>●従前宅地のため、上下水道、電気は整備済み、ガスはプロパンガスを使用予定である。ごみは事業系ごみとして処分予定であり問題ない。その他必要な都市基盤は、市で整備予定であり、関係市町村への影響はない。</li> </ul>
	広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区の都市機能の集積及び維持の観点 協議市町村及び関係市町村に広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区が定められている場合には、当該拠点における都市機能の集積及び維持に支障がないこと（ただし、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないよう留意すること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区では物販等の商業施設の立地が計画されており、協議市町村及び関係市町村の拠点に立地している「医療、教育、文化等の都市機能」の集積及び維持には支障が無いと考えられる。</li> <li>●大規模商業施設については、目標を達成するための必要最小限の規模を地区計画に定めることとする。</li> </ul>

## 5. 手続きガイドラインへの考え方（要求事項に対する考え方3／4）

- 交通環境は、著しい交通渋滞等の発生は無く、部分的な対策により影響は解消できる。
- 自然環境などその他事項も、著しい影響はなく、市の指導により適切に対応する。

### 【ガイドラインの判断基準と本地区における考え方】

ガイドラインの項目	判断基準	本地区における考え方
土地利用の外部性の観点	周辺の交通環境 (渋滞等)	<p>予定大規模集客施設周辺の道路及び交差点において著しい交通渋滞、交通集中が生じないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交通需要予測の結果、著しい交通渋滞等の発生は無いと考えられる。</li> <li>●開発後の右折滞留車線の不足がみられるが、延伸が可能である。</li> <li>●青時間不足が見られるが、信号スプリット最適化により解消できる。</li> <li>●交通影響検討時における施設計画（延床面積等）を考慮し、建物整備の際に周辺交通に著しい影響を与えないよう、指導を行う。</li> </ul>
	周辺の交通環境 (事故等)	<p>予定大規模集客施設周辺の歩車分離がない通学路や、特に歩行者の多い道路での安全性の低下がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●前面道路となる新山梨環状線は歩車分離の幹線道路である。</li> <li>●地区内の1号施設、外周道路も歩道を設置予定のため、安全性の低下は無いと考えられる。</li> </ul>
	周辺の自然環境	<p>予定大規模集客施設の立地により、保全すべき良好な自然環境に著しい影響を及ぼさず、かつ、自然地の良好な景観を阻害しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区は、既存宅地（旧完熟農園）であり、周辺の農地も農振法等により保全されているため、自然環境への著しい影響は無いと考えられる。</li> <li>●周辺に特に保全すべき自然資源はない。</li> <li>●景観については、地区整備計画において建築物等の高さ制限やかき又は柵の構造制限を設け、「市景観まちづくり条例」に基づき、建築物、工作物について条例の景観形成基準に適合するよう指導を行う。</li> </ul>

## 5. 手続きガイドラインへの考え方（要求事項に対する考え方 4／4）

### 【ガイドラインの判断基準と本地区における考え方】

ガイドラインの項目	判断基準	本地区における考え方
土地利用の外部性の観点（つづき）	周辺の生活環境 予定大規模集客施設から発生する騒音、悪臭、振動、光害等により、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区においては、物販等の商業施設の立地が計画されており、騒音、悪臭、振動など生活環境への著しい影響は無いと考えられる。</li> <li>●建物整備時には生活環境に著しい影響を与えないよう、地区計画に基づき指導を行う。</li> </ul>
	周辺の歴史環境 予定大規模集客施設の立地により、地域固有の価値の保持等に著しい影響を及ぼさずかつ、歴史・文化的環境の良好な景観を阻害しないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区において、該当する歴史・文化資産は無いと考えられる。</li> <li>●景観については、「市景観まちづくり条例」に基づき、建築物、工作物について同条例の景観形成基準に適合するよう指導を行う。</li> </ul>
	無秩序な周辺開発の誘引による公共コストの増加 予定大規模集客施設周辺において、新たな公共コスト（道路、公園、上下水道、学校等のイニシャルコスト及びランニングコスト）の著しい増加が生じないこと（ただし周辺地域について、市街化を抑制する有効な土地利用規制が行われる場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区周辺は、都市基盤の整備された既存宅地内であり、無秩序な周辺開発の誘引による公共コストの増加は無いと考えられる。</li> <li>●居住人口は増加しないため、学校等の整備も不要である。</li> </ul>

## 5. 手続きガイドラインへの考え方（交通対策の検討結果）

○施設計画に基づき周辺交通環境への影響と対策を検証した。

### 【対象交差点】

#### 7つの対象交差点 を設定

- ①大規模開発地区関連交通計画マニュアル
- ②重要物流道路における交通アセスメント実施のための技術運用マニュアル

#### ★基準★

- ・半径 2 km以内にある主要な交差点（交差点1～6）
- ・開店に伴う交通量の増加により影響範囲にある交差点（交差点7）

### 【開発交通量（発生集中量）】

「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」と「大店立地法」による算定を行い、  
数値の大きい方を採用



エリア	大規模開発マニュアル	
	平日	休日
大規模商業エリア	640	948
地域交流エリア	480	720

エリア	大店立地法	
	平日	休日
大規模商業エリア	—	1,001
地域交流エリア	—	532

# 5. 手続きガイドラインへの考え方（交通対策の検討結果）

## 【周辺交差点への影響と対策の検討結果】

②南アルプス IC 西

現況	開発後	対策	判定
需要率○ 平日 0.57 休日 0.34 <b>C流入部の右折車線15m不足</b>	需要率○ 平日 0.74 休日 0.59 <b>B流入部の青時間不足</b> <b>C流入部の右折滞留車線40m不足</b>	B流入部の青時間延長 C流入部の右折車線の40m延伸	OK

③十五所

現況	開発後	対策	判定
需要率○ 平日 0.43 休日 0.40	需要率○ 平日 0.49 休日 0.50	対策不要	OK

①南アルプス IC 入口

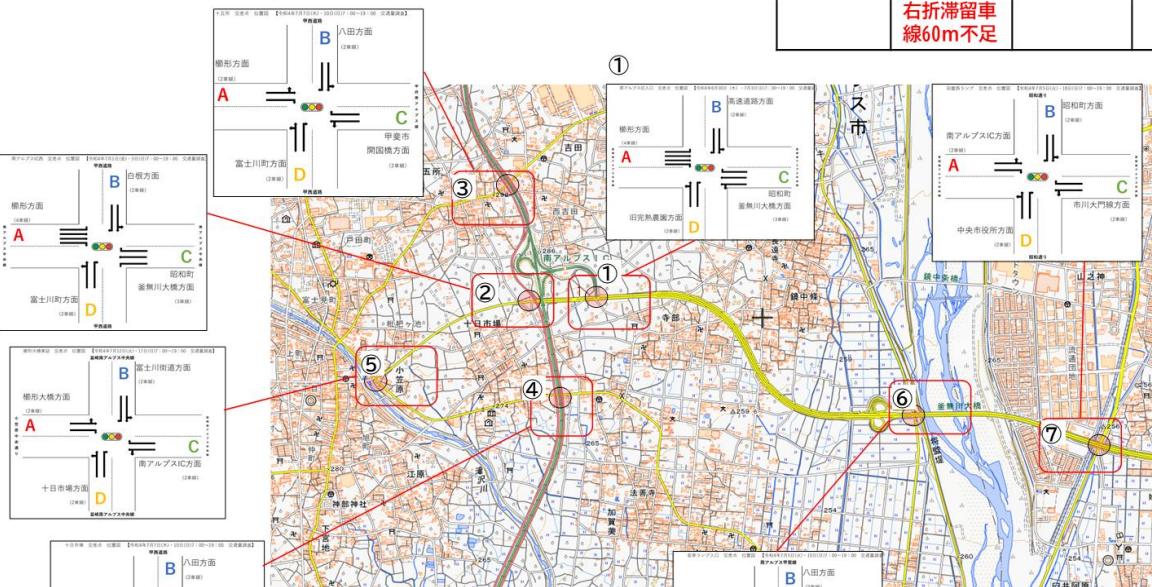
現況	開発後	対策	判定
需要率○ 平日 0.31 休日 0.17	需要率○ 平日 0.53 休日 0.40 <b>A流入部の右折滞留車線40m不足</b>	A流入部の右折車線長の40m延伸	OK

⑦田富西ランプ

現況	開発後	対策	判定
需要率○ 平日 0.50 休日 0.43	需要率○ 平日 0.62 休日 0.70 <b>A流入部の青時間不足</b> <b>B流入部の右折滞留車線60m不足</b>	A流入部の青時間延長 B流入部の右折車線長の60m延伸	OK

⑤ 楯形大橋東詰

現況	開発後	対策	判定
需要率○ 平日 0.32 休日 0.23 <b>C流入部の右折車線長6m不足</b>	需要率○ 平日 0.36 休日 0.30 <b>C流入部の右折滞留車線20m不足</b>	C流入部の右折車線長の20m延伸	OK



④十日市場

現況	開発後	対策	判定
需要率○ 平日 0.47 休日 0.29	需要率○ 平日 0.48 休日 0.30	対策不要	OK

基準： 有効青時間比≤交差点需要率  
滞留長≤滞留車線長

赤文字・・基準超過

⑥若草ランプ入口

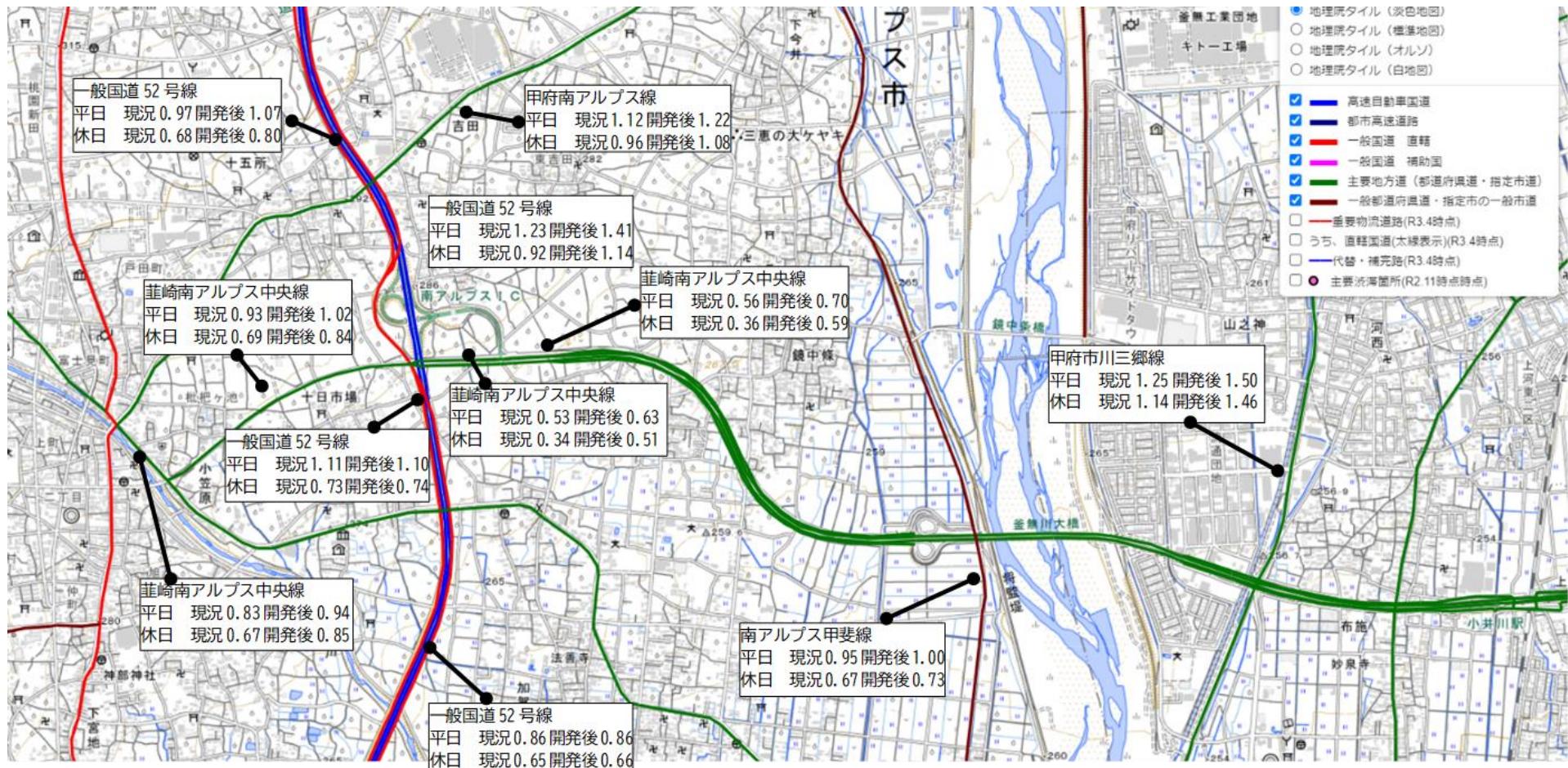
現況	開発後	対策	判定
需要率○ 平日 0.33 休日 0.25	需要率○ 平日 0.35 休日 0.28	対策不要	OK

# 5. 手続きガイドラインへの考え方（交通対策の検討結果）

## 【区間別混雑度】

基準：混雑度  $\leq 1.5$

※基準を超過する区間はなし



## 5. 手続きガイドラインへの考え方（渋滞対策）

### 渋滞対策①

南アルプスIC入口交差点 中央市内方面（西側）  
(埼崎南アルプス中央線)

#### 対策内容

滞留車線長の延伸 既存L=30.0m → L=71.0m (41.0mの延伸)

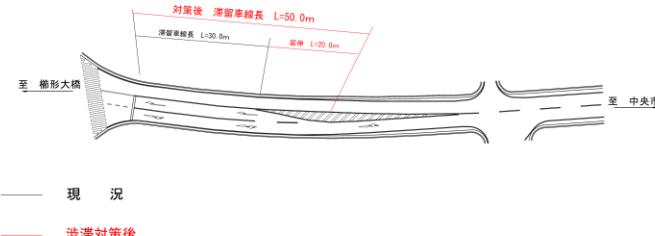


### 渋滞対策③

櫛形大橋東詰交差点 南アルプス市内方面（東側）  
(埼崎南アルプス中央線)

#### 対策内容

滞留車線長の延伸 既存L=30.0m → L=50.0m (20.0mの延伸)

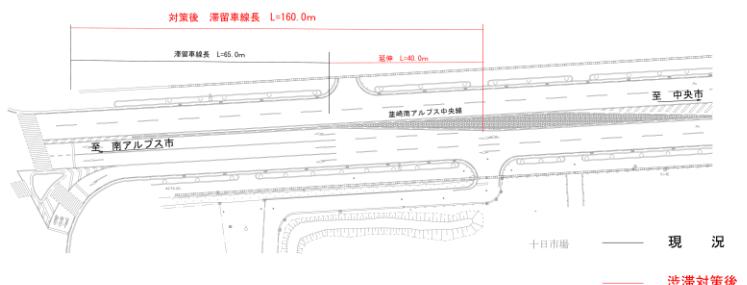


### 渋滞対策②

南アルプスIC西交差点 南アルプス市内方面（東側）  
(埼崎南アルプス中央線)

#### 対策内容

滞留車線長の延伸 既存L=65.0m → L=105.0m (40.0mの延伸)



### 渋滞対策④

田富西ランプ交差点 南アルプス市方面（北側）  
(甲府市川三郷線(昭和通り))

#### 対策内容

滞留車線長の延伸 既存L=100.0m → L=160.0m (60.0mの延伸)

